

令和7年12月15日
区民文教委員会
区民部戸籍住民サービス課

民法改正等に伴うシステム改修及び住居地等記録端末機器の整備について

1 目的及び概要

(1) 共同親権の実施に伴うシステム改修

父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的とした民法の一部改正に伴い、現行法の「単独親権」に加えて「共同親権」も選択可能となることから、戸籍の記載事項に関し、戸籍情報システムの改修を行う。

(2) 戸籍振り仮名市区町村長記録に伴うシステム改修

令和8年5月25日をもって、戸籍の氏名の振り仮名届出の届出期間が終了することに伴い、届出がされなかった本籍人の氏名の振り仮名の市区町村長による一斉記録を実施するため、戸籍情報システムの改修を行う。

(3) 在留カード等とマイナンバーカードの一体化に伴う住居地等記録端末機器の整備

出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、マイナンバーカードと在留カードが一体化された特定在留カード等の交付が可能となるため、カード内に内蔵されたＩＣチップに情報を記録するための専用端末機器を整備する。

2 補正予算額（案）

歳入	9,421千円
歳出	18,599千円

3 今後の予定

令和8年1月～令和8年3月 戸籍、戸籍の附票システム等の改修

令和8年4月1日～ 「共同親権制度」の開始

令和8年5月26日～ 氏名の振り仮名の戸籍への一斉記録開始

令和8年6月14日～ 特定在留カード等の交付開始